



住宅改修に伴う 固定資産税の減額制度について

改修工事で一定の要件を満たすものを行った場合に、翌年度分の固定資産税の一部が減額されます。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎内線3146・3147・3148へ

◆住宅改修の減額申告

次の改修工事終了後3カ月以内に、申告書に改修工事内容が確認できる書類などを添付して税務課資産税係へ提出してください。



対象項目	対象家屋	改修・工事の要件	減税額
耐震改修	昭和57年1月1日以前に建築され、平成30年3月31日までに建築基準法施行令などに基づく現行の耐震基準に適合する改修工事を行った住宅 ※当該改修に要した費用の額が50万円を超えるもの	-	1戸当たり120㎡までを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の2分の1の額
省エネ改修	平成20年1月1日以前に建築され、平成30年3月31日までに対象の改修工事を行った住宅 ※当該改修に要した費用の額が国、または自治体からの補助金を除いて50万円を超えるもの	窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、または窓の断熱改修工事と合わせて行う床、天井、または壁の断熱改修工事など	1戸当たり120㎡までを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額
バリアフリー改修	新築された日から10年以上経過し、平成30年3月31日までに対象の改修を行った住宅 ※当該改修に要した費用の額が国、または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを除いて50万円を超えるもの	①廊下の拡幅 ②階段こう配の緩和 ③床の段差解消など	1戸当たり100㎡までを限度として、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の3分の1の額

沼田税務署からのお知らせ

問い合わせ 沼田税務署 ☎2131

◆平成28年分年末調整説明会を開催

次の日程で開催します。説明会は「年末調整のしかた」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などのパンフレットを使用しますので持参してください。(指定された会場・日時に出席できない場合は、他の会場・日時に出席できます)

とき	ところ	対象者
11月14日(月) 10:00~12:00	昭和村公民館 多目的ホール	沼田市(利根町以外)、昭和村、川場村の源泉徴収義務者
11月15日(火) 14:00~16:00	月夜野農村環境 改善センター	みなかみ町の源泉徴収義務者
11月16日(水) 14:00~16:00	片品村役場 2階農林研修室	沼田市利根町、片品村の源泉徴収義務者

◆青色・白色申告決算を開催

決算書などの作成方法や作成に当たっての注意点、消費税の決算の仕方や申告書の書き方などの説明会を開催します。

ところ 利根沼田振興局1階101会議室

とき	対象者
12月 6日(火) 10:00~12:00	青色申告者 (営業所得者向け)
12月 6日(火) 13:30~15:30	青色申告者 (農業所得者向け)
12月 7日(水) 10:00~12:00	白色申告者 (営業所得者向け)
12月 7日(水) 13:30~15:30	白色申告者 (農業所得者向け)

上下水道料金 システムの 更新を行います



上下水道課では、利用者の利便性向上と経費削減のため、料金システムの更新を行い、11月請求分からの上下水道料金について、以下のとおり変更します。
※今回は白沢・利根町の人に変更対象となります

変更点

- ①料金の表示月を、請求予定月表示に統一します
- ②納付書の色を青で統一し、バーコード表示がある納付書については、コンビニでの支払いが可能になります
- ③口座振替利用者の通帳記帳内容が変わります
※通帳記帳内容は金融機関ごとに異なりますが、沼田市上下水道を表す内容に変更されます

問い合わせ 上下水道課管理係 ☎248811へ

障害者控除対象者認定証のご案内

年末調整や確定申告などに使用する障害者控除対象者認定書を交付します。

対象 介護保険の要介護認定を受けている人で、次の全ての要件に該当する人

要件

- ①身体障害者手帳などを持っていない
- ②本人、またはその扶養者が所得税や市県民税控除などの対象

※要介護認定を受けている人でも該当しない場合があります

申し込み 介護保険被保険者証を持参して、高齢福祉課介護保険係へ

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内) ☎内線77253へ

コミュニティの助成事業

宝くじの収益を財源としてコミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図るため、(一財)自治総合センターと(公財)群馬県市町村振興協会が、自治会のコミュニティ活動へ助成を行っています。

岡谷町では、(公財)群馬県市町村振興協会の事業を活用して、生活改善センターの屋根の改修が行われ、今後、更なるコミュニティ活動の充実が図られます。

問い合わせ 総務課行政係 ☎内線3212へ



11月は児童虐待防止推進月間です

問い合わせ 子ども課子育て支援係(東原庁舎内) ☎内線77257

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。
虐待を受けたと思われる子どもがいたら、ご自身が出産や子育てに悩んだら、ご相談ください。

虐待かも
と思ったら
いち早く
189番へ

189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。

